

記入見本 日本人同士の場合

離婚届

受理 平成 年 月 日
第 第
送付 平成 年 月 日
第 第

平成 XX 年 1 月 10 日届出

《注意》

婚姻の際に氏を変更した方は、離婚によって婚姻前の氏に戻ります。復氏を希望せず、婚姻中の氏をその後も名乗りたい場合は、離婚日から3ヶ月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届」を届け出る必要があります。

和暦は、早見表をご参照ください。

早見表(和暦)はこちら
http://www.sg.emb-japan.go.jp/ryoji_wareki_j.pdf

日本人は和暦(昭和、平成)を記入してください。

自宅住所を日本語で記入してください。(英文記入不可)

別居している場合、各欄にそれぞれの自宅住所を記入してください。

本籍を戸籍に記載されているとおり、正確に記入してください。

婚姻の際に氏を変更した方が、離婚によって婚姻前の氏に戻る場合、どちらかを選択してください。

本籍は、現在(婚姻後)の本籍地以前(婚姻前)の本籍地全く異なる所いずれかに設定できます。全く異なる所に設定する場合、そこが本籍地として設定できるかを管轄する市区町村役場にご確認ください。

(よみかた)氏名	夫 がいむ しょうた 氏 名 外務 省太	妻 がいむ なつみ 氏 名 外務 夏美
生年月日	昭和54年5月5日	昭和55年3月3日
住所	シンガポール共和国 ナッシュムロード16番地06-01号 世帯主の氏名 外務 省太	左に同じ 番地番 号 世帯主の氏名 外務 省太
本籍	東京都世田谷区駒沢4丁目33 番地番 号	
(2) (夫または妻が外国人のときはその国籍)	筆頭者の氏名 外務 省太	(<input type="checkbox"/> 夫の国籍 <input type="checkbox"/> 妻の国籍)
父母の氏名 父母との続柄 (他の養父母は その他の欄に 書いてください)	夫の父 外務 太郎 母 外務 花子	続柄 長男 妻の父 内務 一郎 母 内務 洋子 続柄 二女
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる 大阪府吹田市泉町1丁目3 番地番 号 筆頭者の氏名 内務 夏美	
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子
(8) 同居の期間	(同居) 年 月 から 年 月 まで	
別居する前の住所	未成年の子がある場合、親権者を定め、それぞれ子の氏名を記入してください。 《注意》親権者の氏が変わっても、それに伴い子の氏が変わることはありません。子の氏を変更したい場合、家庭裁判所(日本)の許可を得る必要があります。	
(9) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(10) 夫妻の職業	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業	
その他	届出人の自筆による署名をしてください。署名は戸籍上の氏名を楷書で書いてください。 また、押印(印鑑がなければ右手親指の拇印)も忘れずにしてください。 お二人で同じ印鑑は使用できません。	
届出人署名押印	夫 外務 省太 (外務印)	妻 外務 夏美 (外務印)

日中に連絡のつく電話番号を記入してください。 9123-4567

証人は2名。共に成人(20歳以上)の方に限られます。
 自筆による署名、及び押印(印鑑がなければ右手親指の拇印)をしてください。

証 人 (日本法による協議離婚のときだけ必要です)	
署 押 名 印	外務 太郎 (本印) 山田 明子 (山印)
生 年 月 日	昭和25 年 10 月 9 日 昭和50 年 6 月 7 日
住 所	東京都文京区 シンガポール共和国キムセンロード480 春日1丁目16番地21号 #12-10番地番号
本 籍	東京都中野区 千葉県千葉市若葉区 弥生町1丁目58番地 桜木町567番地1

記入の注意

- 届書はすべて日本語で書いてください。
 この届書は長年保存されますので、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- 夫婦の一方が外国人のときは、日本人について本籍と筆頭者(戸籍の一番最初に書いてある人)の氏名を書き、外国人についてカッコ内にその国籍を書いてください。
- 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
 養父母についても同じように書いてください。
- にあてはまるものにのようにしるしをつけてください。
- 日本国籍を有する未成年の子があるときは、それぞれの子について夫と妻のどちらが親権を行うかをきめて書いてください。
- 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
- 別居する前の夫婦の共通の住所を書いてください。
- 外国の法律で協議離婚したときは、3か月以内に離婚証明書をそえて出してください。外国の裁判所で離婚したときは、裁判が確定した日から10日以内に原告から判決書の謄本及び確定証明書をそえて出してください。なお、この10日を経過しても原告が届出しなときは被告から届出できます。いずれの場合も証人欄の記載は不要ですが、外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。また、「その他」欄には、協議離婚したときは、離婚確定年月日及び離婚の方式を、離婚判決による場合は、離婚確定年月日及びその裁判所名を記載してください。
- 夫婦がともに日本人のときは、届書2通(復籍する人が今までの本籍地と異なる市区町村にある婚姻前の戸籍にもどるとき、または、新しい戸籍を今までと別の市区町村につくりたいときは3通)、夫婦の一方が外国人のときは、届書2通出してください。
- 戸籍謄本2通(うち1通はコピーでもよい)が必要ですので、あらかじめ用意してください。
- 届出人や証人の署名は、はっきりと読めるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合は、その「よみかた」をカタカナで併記してください。
- 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく指定統計第5号、厚生労働省所管)にも用いられます。